

一般社団法人エレクトロニクス実装学会
役員報酬等並びに費用に関する規程

平成 24 年 4 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人エレクトロニクス実装学会（以下「本学会」という。）の定款第 26 条の規程に基づき、役員報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。

3 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第 3 条 本学会は、役員に報酬等を支給しない。ただし、常勤役員の職務執行の対価として報酬等のうち報酬、賞与を支給することができる。

2 常勤役員には、財産上の利益及び退職手当を支給しない。

3 常勤役員の報酬等（報酬および賞与）の金額は、年額 1,000 万円を超えない額とする。

4 前 1 項および 3 項に関わらず、常勤役員に賞与を支給しなくてもよい。

5 常勤役員の報酬等の金額は、理事会の同意を得て、総会において承認を必要とする。

(報酬の支給日)

第 4 条 報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支給するものとする。

2 賞与を支給する場合は、事務局職員と同じ日に支給する。

(費用の支給)

第 5 条 常勤、非常勤に関わらず役員職務の遂行に伴い発生する費用は支払うものとする。

2 前 1 項に関わらず、非常勤役員の交通費、旅費（宿泊費含む）の支払いについては、本学会が別に定める「旅費規程」に従って支払いが制限される。

(その他)

第 6 条 事務局長が理事を兼務する場合は、役員報酬等を支給しない。事務局長としての報酬、賞与および退職手当を支給する。但し、この場合は総会による承認が必要とする。

(改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、理事会での決議後、総会の決議を経て行う。

附 則

1. この規則は、移行認可を受け移行の登記をした日から施行する。